

## 静岡県告示第260号

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準の設定（平成9年静岡県告示第344号の5）の一部を次のように改正する。

平成24年3月29日

静岡県知事 川 勝 平 太

別表中東伊豆町の項、河津町の項、南伊豆町の項、小山町の項、吉田町の項、松崎町の項及び備考を削る。

### 附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。